

松江市上下水道局優良建設工事等表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松江市上下水道局（以下「局」という。）発注の建設工事、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）及びライフライン維持管理業務の中から、優良な工事を施工、又は優良な業務を完了した建設業者等、並びに優秀な建設工事等の技術者を表彰することにより、施工意欲と建設技術の向上発展に資することを目的に必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 表彰の種類は、優良建設工事等表彰、ライフライン維持管理業務優良業者表彰、優秀建設技術者表彰とする。

(表彰対象候補者)

第3条 各表彰の対象候補者は、次の各号に掲げる要件を満たす建設業者等及び建設技術者とする。

(1) 優良建設工事等表彰

- ① 表彰日の前年度1年間を通じて、松江市上下水道局工事成績評定要領に規定する工事成績評定点が優良な者。
- ② 工事成績評定点が優良又は良好な工事に付随する業務で、松江市上下水道局業務成績評定要領に規定する業務成績評定点が優良な者。

(2) ライフライン維持管理業務優良業者表彰

- ① 表彰日の前年度1年間を通じて、局発注の上下水道管路修繕業務の実績が優良な者。
- ② 表彰日の属する年度の前3年度に、同一内容で連続して局発注の上下水道管路修繕関連業務を直接及び間接的に受注し、高度な技術を駆使して迅速かつ的確な修繕業務の遂行に顕著に貢献した者。
- ③ その他、表彰日の前年度に上下水道施設の維持管理業務遂行に顕著に貢献した者。

(3) 優秀建設技術者表彰

- ① 工事成績評定点が優良な工事を監理技術者又は主任技術者として表彰日の属する年度の前2年度に連続して担当した実績を有する者、或いは表彰日の属する年度の前年度に2件以上の担当実績を有する者。
- ② 工事成績評定点が優良又は良好な工事に付随する業務で、業務成績評定点が優良な業務を管理技術者として担当した実績を有する者。

(4) 特別表彰

水道事業ならびに下水道事業の普及発達及び事業に貢献し、特に功績顕著であった者。

(表彰対象候補者の報告)

第4条 前条各号の業務及び工事を主務する課長は、該当する建設等及び建設技術者を松江市上下水道局建設工事入札参加者等選定要領第8条に定める審査会(以下「審査会」という。)に対し、表彰対象候補者報告書(様式第1号)、優秀建設技術者報告書(様式第2号)及び特別表彰推薦書(様式第3号)により、表彰対象候補者として報告及び推薦するものとする。

(審査会の審査及び表彰の上申)

第5条 主務課長から前条の規定に基づく報告及び推薦を受けた審査会は、審査の結果、当該表彰対象候補者が次の各号に該当すると認めるときは、表彰対象者として管理者に対し上申するものとする。

- (1) 第3条(1)号に関しては、局発注の建設工事等を工事請負契約及び業務委託契約に従って誠実に履行し、かつ、工事等成績評定点が特に優秀で他の模範となる建設業者等であること。
 - (2) 第3条(2)号に関しては、局発注の上下水道管路修繕業務において、多数の緊急修繕業務を受注、又は、上下水道管路修繕関連業務において、円滑な修繕業務の遂行に密接に関わりその功績が顕著で、水道需要者のライフライン確保に多大の貢献をした建設業者等であること。
 - (3) 第3条(3)号に関しては、局発注の建設工事等に関して施工管理や品質管理等に優れ、工事等成績評定点が特に優秀で他の技術者の模範となる建設技術者であること。
 - (4) 第3条(4)号に関しては、前各号に該当する工事及び業務を受託しない団体または個人のうち、水道事業ならびに下水道事業の普及発達及び事業に貢献し、特に功績顕著であったものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、表彰対象候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰しない。
- (1) 表彰対象業者又は表彰対象技術者の所属する業者が当該審査の日の前年度から当該審査の日までの間に、松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けているとき。
 - (2) 表彰対象業者又は表彰対象技術者の所属する業者が当該審査の日の前年度から当該審査の日までの間に、建設業法の規定に基づく監督処分を受けているとき。
 - (3) 表彰対象業者又は表彰対象技術者の所属する業者が当該審査の日の前年度から当該審査の日までの間に、局の請負契約の相手方として不適当であると認められる行為があったとき。
 - (4) その他審査会が表彰にふさわしくないと認めたとき。

(表彰の方法)

第6条 管理者は、審査会の上申に基づき、表彰者を決定し、表彰を行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年1回とし、管理者が別に定める日に行う。

2 表彰は副賞を添え表彰状を授与するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 24 年 1 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 6 月 17 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 7 月 7 日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。